

呉市公共施設等総合管理計画 （追補版）

次世代に何をどういう形で残していく？



令和4年3月

呉市

本市では、全ての公共施設等を「市民の資産」と捉え、次世代に何をどういう形で残していくのかを長期的な視点で考え、将来のまちづくりのための戦略として「呉市公共施設等総合管理計画」を平成28年3月に策定しました。

その後、呉市公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ、当該計画の基本方針を達成するため、個別施設ごとの具体の対応方針を定める「呉市公共施設に関する個別施設計画」を令和3年3月に策定するとともに、各インフラの長寿命化計画、機能保全計画等の個別施設計画を令和3年4月にかけて策定してきました。

この「追補版」は、現時点の呉市公共施設に関する個別施設計画、各インフラの個別施設計画の内容を踏まえるとともに、ユニバーサルデザイン化などの必要な内容を追加し、呉市公共施設等総合管理計画を補完するものとして作成したものです。

目 次

第1編 計画策定にあたって

第1章 計画の位置付け	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 対象施設及び分類	3
4. 計画期間	5
第2章 本市を取り巻く社会的状況	6
1. 人口の状況	6
2. 財政の状況	7
【今回追加】2-3-4. 有形固定資産減価償却率の推移	11-2
第3章 公共施設等の現状と将来の見通し	13
1. 公共施設等の現状	13
2. 改修・更新費用の見通し	16
2. 市民ニーズ	16

第2編 公共施設等の管理に関する基本方針

第1章 公共施設等に関する基本方針	24
1. 公共施設等に関する課題の整理	24
2. 公共施設等に関するこれからの取組	25
3. 公共施設等に関する基本方針	26
第2章 公共施設等のマネジメント	29
1. 推進体制	29
2. 情報の管理・共有	30
3. 計画推進に向けた取組	30

4. 負担軽減に向けた具体的な手法	32
-------------------------	----

【今回追加】 4-5. 長寿命化した場合の経費等の見込み・・・39-2

第3編 施設分類ごとの実施方針

第1章 公共施設の管理における実施方針	41
---------------------------	----

1. 公共施設（全体）	41
-------------------	----

【今回追加】 1-4. 実施方針（ユニバーサルデザイン化）・・・49-2

第2章 インフラの管理における実施方針	50
---------------------------	----

1. 道路	50
-------------	----

2. 農道・林道	52
----------------	----

3. 橋りょう（道路）	54
-------------------	----

4. 橋りょう（農道・林道）	56
----------------------	----

5. トンネル	58
---------------	----

6. 河川	60
-------------	----

7. 砂防	62
-------------	----

8. 公園	64
-------------	----

9. 港湾	66
-------------	----

10. 漁港	68
--------------	----

11. 上水道	70
---------------	----

12. 工業用水道	72
-----------------	----

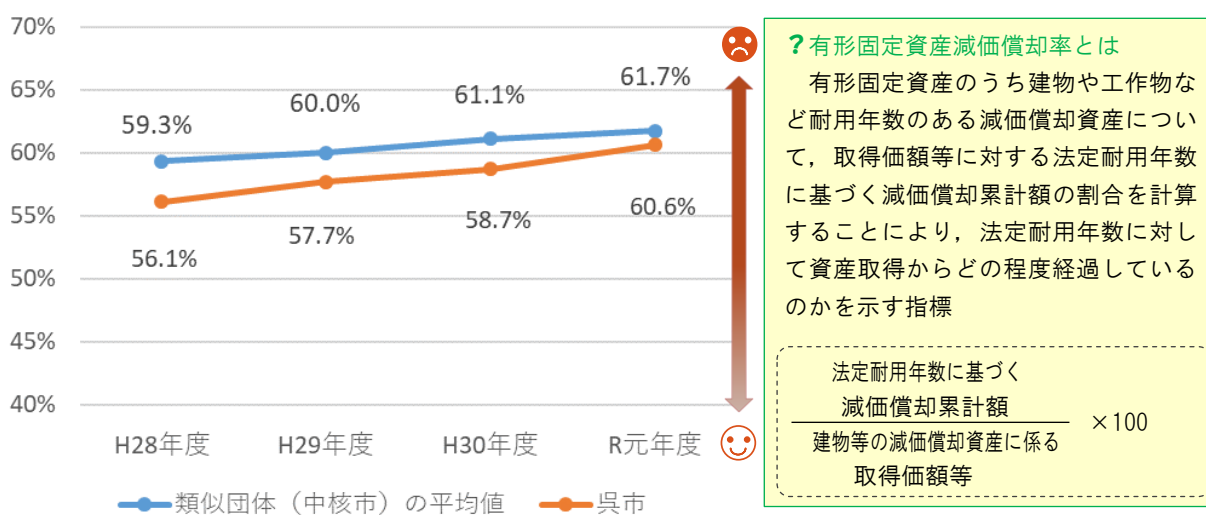
13. 下水道	74
---------------	----

14. 集落排水	76
----------------	----

おわりに	78
------------	----

2-3-4. 有形固定資産減価償却率の推移

- 令和元年度の有形固定資産減価償却率は60.6%となっています。
- 類似団体平均値を若干下回っているものの、本市においても建物等の減価償却資産に係る取得価額等に対して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による耐用年数（いわゆる法定耐用年数）に基づく減価償却累計額の割合が6割を超えています。
- 有形固定資産減価償却率は資産の経年の程度を示すもので、公共施設の老朽度を把握する指標の一つになります。
- ただし、法定耐用年数を超えて使用するために行う長寿命化の取組の成果を精緻に反映するものではないため、この比率が高いことが、直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではありません。



資料：呉市の財務書類

4-5.長寿命化した場合の経費等の見込み

(1) 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

必要な機能の他施設への移転や、他施設との集約化・複合化等により施設数を縮減するなどして、次世代の負担を軽減するとともに、市民サービスを維持していくために、どの施設に投資し、充実させるかを考え、施設ごとの方針を示すため、令和3年3月に呉市公共施設に関する個別施設計画を策定しました。

また、インフラにおいては、その種別や目的ごとに個別施設計画を策定し、公営企業会計においても各会計単位で経営戦略等を策定してきました。

これらの計画等における長寿命化対策を踏まえて、今後20年間（令和3年度から令和22年度まで）に必要な各費用の推計を行いました。

今後20年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位：億円)

		長寿命化対策を行った場合の試算				長寿命化対策の効果		
		維持管理・修繕 ^{※1} ①	改修 ^{※2} ②	更新等 ^{※3} ③	合計 ④ (①+②+③)	長寿命化対策を行った場合の改修・更新等 ⑤ (②+③)	長寿命化対策を行わない場合(単純更新)の改修・更新等 ⑥	効果 ⑦ (⑤-⑥)
普通会計 ^{※4}	公共施設	320.5	480.7	226.9	1,028.1	707.6	2,013.3	△ 1,305.7
	インフラ(上下水道等 ^{※6} 除く)	172.4	362.5	35.8	570.7	398.3	1,852.3	△ 1,454.0
	小計	492.9	843.2	262.7	1,598.8	1,105.9	3,865.6	△ 2,759.7
公営事業会計 ^{※5}	公共施設	13.6	58.0	17.8	89.4	75.8	198.2	△ 122.4
	インフラ(上下水道等除く)	8.6	11.3	16.0	35.9	27.3	15.7	11.6
	インフラ(上下水道等)	180.4	103.0	1,008.7	1,292.1	1,111.7	1,122.7	△ 11.0
	小計	202.6	172.3	1,042.5	1,417.4	1,214.8	1,336.6	△ 121.8
合計		695.5	1,015.5	1,305.2	3,016.2	2,320.7	5,202.2	△ 2,881.5

上記の内訳(普通会計+公営事業会計)

公共施設	334.1	538.7	244.7	1,117.5	783.4	2,211.5	△ 1,428.1
インフラ(上下水道等除く)	181.0	373.8	51.8	606.6	425.6	1,868.0	△ 1,442.4
インフラ(上下水道等)	180.4	103.0	1,008.7	1,292.1	1,111.7	1,122.7	△ 11.0

長寿命化対策を行った場合の経費の見込み方

公共施設：維持管理・修繕費は令和3年度当初予算額をベースとし、令和22年度（廃止する施設については廃止実施時期）まで継続して要する経費として計上した。

改修に係る経費については呉市公共施設に関する個別施設計画の長寿命化事業に見込んでいる改修費用を、更新等に係る経費については同事業に見込んでいる既存施設の建替費用及び解体費用を計上した。

インフラ：維持管理・修繕費は令和3年度当初予算額をベースとし、個別施設計画の点検調査等の変動要素を反映させ計上した。

改修及び更新等に係る経費については、令和3年度は当初予算額をベースとし、令和4年度以降は各インフラで定める個別施設計画や公営事業会計が定める経営戦略（財政収支計画）等に基づき計上した。

※1：維持管理・修繕	施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修及び修繕については、補修又は修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
※2：改修	公共施設等を直すこと。例えば、改修を行った後の効用が当初の効用を上回る耐震改修、長寿命化改修などを行うこと。
※3：更新等	老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。
※4：普通会計	総務省による地方財政状況調査上便宜的に用いられる会計区分で、一般会計と特別会計のうち地方公営事業会計以外の会計とを一つの会計としてまとめたもの。 本市においては、一般会計、公園墓地事業特別会計、地域下水道事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計が該当する。
※5：公営事業会計	地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業等に係る会計の総称 本市においては、国民健康保険事業（事業勘定）特別会計、国民健康保険事業（直診勘定）特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業（保険勘定）特別会計、介護保険事業（サービス勘定）特別会計、駐車場事業特別会計、野呂高原ロッジ事業特別会計、港湾整備事業特別会計、地方卸売市場事業特別会計、集落排水事業特別会計、臨海土地造成事業特別会計、内陸土地造成事業特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計が該当する。
※6：上下水道等	水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、集落排水事業特別会計のこと。

(2) 充当可能な財源の見込み等

本市の財政状況は、歳出面では、「呉市職員体制再構築計画」などの着実な実施や投資的事業の計画的執行により、義務的経費は減少傾向にあります。歳入面では、人口減少・少子高齢化の進行などの影響により、歳入の根幹である市税の減収が予測されており、今後も財政状況の厳しさは続いていくことが見込まれます。

このような厳しい財政状況の中で、積極的な予防保全の実施により施設の長寿命化を図る財源を将来にわたって確保していくことは容易ではありませんが、国庫補助金や公共施設等適正管理推進事業債を始めとする有利な地方債を積極的に活用することにより、総合管理計画及び各施設の個別施設計画等に基づいた事業を計画的に執行していきます。

1-4. 実施方針

公共施設の課題を踏まえて設定した、公共施設の管理に関する実施方針は次のとおりです。

分野	実施方針
ユニバーサルデザイン化	<ul style="list-style-type: none">● ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすい施設となるよう、バリアフリーを始めとしたユニバーサルデザイン化に努めます。● 施設の更新や長寿命化に資する改修と併せて実施するなど、より効率化を図ります。● 具体的な実施項目として、段差の解消、トイレ環境の整備、エレベーターの整備、案内表示の工夫など、利用者の視点に立った整備に努めます。

令和3年度

呉市公共施設等総合管理計画（追補版）

発行 呉市総務部行政改革課

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号

TEL 0823-25-3257

URL <http://www.city.kure.lg.jp/>

E-mail gyokaku@city.kure.lg.jp (R4.3.23)